

千葉県いじめ等調査委員会運営要綱（案）

（趣旨）

第1条 この要綱は、千葉県いじめ等調査委員会設置条例（平成26年千葉県条例第3号。以下「条例」という。）第9条の規定に基づき、千葉県いじめ等調査委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（会議の公開）

第2条 委員会の会議は、原則として非公開とする。

2 前項の規定にかかわらず、委員会は、千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第52号）第7条第1項各号に掲げる情報に該当すると認められる事項以外の事項を審議する場合にあっては、委員長が委員会に諮って必要と認められる者に対して会議を公開することができる。

（除斥）

第3条 委員は、いじめ等による重大事態に係る調査案件について利害関係を有する等調査の公平性又は中立性を害するおそれがあるときは、当該重大事態に係る調査及び審議に加わることができない。ただし、委員会の同意があった場合は、会議に出席して発言することができる。

（調査）

第4条 委員会は、条例第7条第1項の調査を行うに際し、その目的、調査の概ねの期間、方法、入手した資料の取扱い等について協議し、市長に報告するものとする。

2 委員会は、条例第7条第1項の調査を行う場合は、当該調査の進捗状況等を適時に、かつ、適切な方法で市長に報告するものとする。

3 委員会は、条例第7条第1項第1号の規定により調査対象者から意見、説明等を求める場合には、委員若しくは臨時委員又は調査員が2人以上で行うものとする。この場合において、少なくとも1人は委員又は臨時委員でなければならない。

4 委員会は、条例第7条第1項の調査に際し、当該調査に係る被害を受けた児童又は生徒及びその保護者が会議で事実関係に関して意見を述べ、説明等を行うことを求める場合において、調査のため必要であ

ると認めるときは、その機会を与えることができる。

(報告)

第5条 委員会は、所掌事務に関する調査及び審議を終えたときは、報告書を作成し、市長に報告するものとする。

2 委員会は、所掌事務に関する調査、審議等の結論及びその結論を導く根拠となった資料並びに当該資料により結論を導くに至った判断過程を、前項の報告書にできる限り詳細かつ明確に記載するものとする。

(委員会の庶務)

第6条 委員会の庶務は、人事課コンプライアンス推進室において処理する。

附 則

この要綱は、平成26年4月 日から施行する。